

NIPPON SOURIN Co., LTD.

日本創倫株式会社

代理店サポート倶楽部(ASC)会員・契約代理店向けWebセミナー

《テーマ》「障がい者差別解消法」に対応する障がい者対応規程の説明
～社内規程整備(一括管理)の仕方～

セミナー講師：都築 弘典 氏 [都築社会保険労務士事務所 社会保険労務士]

進行：山本 秀樹 氏 [日本創倫株式会社 代表取締役 (CEO)]

[開催日時：2023年8月18日(金)13:30～15:00]

障害を理由とする差別の解消の推進(内閣府)

- 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。
- 令和3年5月に障害者差別解消法が改正されました(令和3年法律第56号)。
- 改正法は、令和6年4月1日から施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

これまで民間の事業者の「努力義務」が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となりました。

金融庁所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(2015年10月30日金融庁)

第4 事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)からの相談に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用を含め、相談窓口を整備することが重要である。

ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時における配慮として、対面のほか、電話、FAX、電子メールなど、障害特性や事業者の業務・事務特性、ビジネスモデル等に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。

また、相談窓口の実効性を確保するため、障害者等からの相談対応等に必要な研修を受けた人員を配置することが望ましい。

なお、実際の相談事例については、相談者の個人情報の保護に留意しつつ、当該事業者において順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。

※ご参考：第6 金融庁所管事業分野における相談窓口

事業者からの本対応指針等に関する照会・相談については、金融庁においては業所管各課室を、各財務(支)局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(2015年10月30日金融庁)

第5 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者等からの相談等に的確に対応するため、従業員に対する継続的な研修の実施や、啓発マニュアルの配付等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

したがって、研修等の企画に当たっては、法の趣旨や障害に関する理解を促す内容とするよう工夫するとともに、既存の外部研修等の活用や接遇に関連する資格の取得の奨励等を含め、従業員が障害者に対する適切な対応を習得できる効果的なものとなるよう検討することが望ましい。

なお、事業者における研修・啓発においては、外見から判別困難な障害を含め、多様な障害者に対応できるような内容になるよう配慮することが必要である。

【金融庁の対応指針より】

※金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針_20151030

社内規程整備(一括管理)の仕方

▼主な業務内容：エリアマネージャーの主な支援業務

◎目的：社内規程整備・管理表による一括管理(リンクファイル)による管理・周知の効率化

《社内規程(一括管理リンク)ファイルのメリット》

- 1)体制整備(PDCA)における社内規則(P)の整備・構築
- 2)必要な社内規程の把握と管理
- 3)社内規程の一括管理により瞬時に確認・閲覧
- 4)関連ファイル(方針・マニュアル等)の把握・閲覧
- 5)社内規程の簡便な改定・変更の管理
- 6)社員(含む新入社員)への社内規程の周知徹底

※◆社内規程(一括管理リンク)ファイル(デモ用)の説明